

掛川市規則第25号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年9月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表地域医療推進課の項中「南部大須賀地域健康医療支援センター準備室」を「南部大須賀地域健康医療支援センター」に改める。

第8条第5項中「税務課」を「市税課」に改める。

第10条第5項第4号を次のように改める。

(4) 南部大須賀地域健康医療支援センター

ア 南部大須賀地域健康医療支援センターの管理運営に関すること。

イ 所管地域内における在宅支援に関すること。

ウ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関すること。

エ 福祉課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 住所不定者、行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(イ) 旅費欠乏者の援護に関すること。

(ウ) 障害者（精神障害者を除く。）の福祉に関すること。

(エ) 精神障害者の保健及び福祉に関すること。

(オ) 障害者手帳の交付に係る相談及び申請の受付に関すること。

(カ) 障害者の各種手当、各種派遣及び各種助成に関する相談及び申請の受付に関すること。

(キ) 支援費及び各種補助金に関する相談及び申請の受付に関すること。

(ク) 心身障害児学童保育に係る相談及び申請の受付に関すること。

(ケ) 母子福祉に関すること。

(コ) 児童福祉に関すること。

(サ) 学童保育所に係る相談及び申請の受付に関すること。

(シ) 児童手当及び児童扶養手当に係る相談及び申請の受付に関すること。

(ス) 母子家庭等の医療費助成に係る相談及び申請の受付に関すること。

(セ) ファミリーサポートセンターに係る受付に関すること。

(ソ) その他福祉に関する相談及び申請の受付に関すること。

オ 高齢者支援課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 介護保険及び後期高齢者医療保険に関する相談及び申請の受付に関すること。

(イ) 高齢者健康増進事業の申請の受付に関すること。

カ 学校教育課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 就学に関する申請の受付に関すること。

キ 幼児教育課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 入園、保育の実施等に関する申請の受付に関すること。

第2条 掛川市行政組織規則の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表地域医療推進課の項中「南部大東地域健康医療支援センター準備室」を「南部大東地域健康医療支援センター」に改める。

第10条第5項第3号を次のように改める。

(3) 南部大東地域健康医療支援センター

ア 南部大東地域健康医療支援センターの管理運営に関すること。

イ 所管地域内における在宅支援に関すること。

ウ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関すること。

エ 福祉課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 住所不定者、行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(イ) 旅費欠乏者の援護に関すること。

(ウ) 障害者（精神障害者を除く。）の福祉に関すること。

(エ) 精神障害者の保健及び福祉に関すること。

(オ) 障害者手帳の交付に係る相談及び申請の受付に関すること。

(カ) 障害者の各種手当、各種派遣及び各種助成に関する相談及び申請の受付に関すること。

(キ) 支援費及び各種補助金に関する相談及び申請の受付に関すること。

(ク) 心身障害児学童保育に係る相談及び申請の受付に関すること。

(ケ) 母子福祉に関すること。

(コ) 児童福祉に関すること。

(サ) 学童保育所に係る相談及び申請の受付に関すること。

(シ) 児童手当及び児童扶養手当に係る相談及び申請の受付に関すること。

(ス) 母子家庭等の医療費助成に係る相談及び申請の受付に関すること。

(セ) ファミリーサポートセンターに係る受付に関すること。

(ソ) その他福祉に関する相談及び申請の受付に関すること。

オ 高齢者支援課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 介護保険及び後期高齢者医療保険に関する相談及び申請の受付に関すること。

(イ) 高齢者健康増進事業の申請の受付に関すること。

カ 学校教育課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 就学に関する申請の受付に関すること。

キ 幼児教育課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 入園、保育の実施等に関する申請の受付に関すること。

附 則

この規則中第1条の規定は平成23年10月1日から、第2条の規定は平成24年2月1日から施行する。